

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。ただし、この告示による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下「新銀行開示告示」という。）第二条第五項（新銀行開示告示第四条第四項第二号及び第七条第四項第二号において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する別紙様式第二号第三十二面の改正規定は、令和四年三月三十一日から適用する。

(標準的手法を使用する国内基準行に係る経過措置)

第二条 新銀行開示告示第十条第二項から第四項まで（これらの規定を新銀行開示告示第十一条において準用する場合を含む。）、第十二条第二項から第四項まで（これらの規定を新銀行開示告示第十三条において準用する場合を含む。）及び第十四条の規定は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資

産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する告示（令和四年金融庁告示第●●号。以下「令和四年金融庁告示第●●号」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により自己資本比率（令和四年金融庁告示第●●号の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新銀行自己資本比率告示」という。）第二十五条に規定する連結自己資本比率及び新銀行自己資本比率告示第三十七条に規定する単体自己資本比率をいう。）を算出する者については、なお従前の例による。

（標準的手法を使用する国内基準持株会社に係る経過措置）

第三条 新銀行開示告示第十五条第二項から第四項まで（これらの規定を新銀行開示告示第十六条において準用する場合を含む。）及び第十七条の規定は、金融庁告示第●●号附則第●●条第一項の規定によりなお従前の例により連結自己資本比

率（令和四年金融庁告示第●●号第二条の規定による改正後の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第十四条に規定する連結自己資本比率をいう。）を算出する者については、なお従前の例による。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第四条 新銀行開示告示第二条第三項第三号、第六号の二、第七号及び第九号（これらの規定を新銀行開示告示第四条第三項第二号及び第七条第三項第二号において準用する場合を除く。）の規定、新銀行開示告示第二条第五項（新銀行開示告示第四条第四項第二号及び第七条第四項第二号において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第二号（第一面、第四面から第十面まで、第十二面から第十六面まで、第二十面、第二十一面、第二十四面から第二十九面まで、第三十二面

及び第三十六面から第三十八面までに係る部分に限る。）、新銀行開示告示第十条第二項（新銀行開示告示第十一条において読み替えて準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第十号、新銀行開示告示第十条第三項第三号、第六号の二及び第七号の規定、新銀行開示告示第十条第四項第一号、第二号、第五号から第七号まで及び第十号から第十二号まで（これらの規定を新銀行開示告示第十一条において準用する場合を除く。）の規定並びに新銀行開示告示第十条第六項（新銀行開示告示第十一条において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第十号の三は、この告示の適用の日（前二条に規定する者にあつては、令和六年三月三十一日。以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新銀行開示告示第三条第三項において準用する新銀行開示告示第二条第三項（第三号ニ(4)に係る部分に限る。）の規定、新銀行開示告示第三条第四項におい

て読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第五項に規定する別紙様式第四号（第一面から第十二面まで、第十六面、第十九面から第二十三面の二まで、第二十九面及び第三十面に係る部分に限る。）、新銀行開示告示第十一条において読み替えて準用する新銀行開示告示第十条第二項に規定する別紙様式第十一号、新銀行開示告示第十一条において読み替えて準用する新銀行開示告示第十条第四項第一号、第二号、第五号から第七号まで及び第十号から第十二号までの規定並びに新銀行開示告示第十一条において読み替えて準用する新銀行開示告示第十条第六項に規定する別紙様式第十一号の三は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3 新銀行開示告示第四条第三項第二号及び第七条第三項第二号において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第三項第三号の規定、新銀行開示告示第二条第

三項第六号の二、第七号及び第九号の規定、新銀行開示告示第四条第四項第二号及び第七条第四項第二号において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第五項に規定する別紙様式第二号（第一面、第四面から第十面まで、第十二面から第十六面まで、第二十面、第二十一面、第二十四面から第二十九面まで、第三十二面及び第三十六面から第三十八面までに係る部分に限る。）、新銀行開示告示第十二条第二項（新銀行開示告示第十三条において読み替えて準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第十二号、新銀行開示告示第十二条第三項第四号、第七号の二及び第八号の規定、新銀行開示告示第十二条第四項第二号、第三号、第六号から第七号まで及び第十一号から第十三号まで（これらの規定を新銀行開示告示第十三条において準用する場合を除く。）の規定、新銀行開示告示第十二条第六項（新銀行開示告示第十三条において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第十一号の三、新銀行開示告示第十五条第二項（新銀行開示告示第十六条において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第十二号、新銀行開示告示

第十五条第三項第四号、第七号の二及び第八号の規定、新銀行開示告示第十五条第四項第二号、第三号、第六号から第八号まで及び第十一号から第十三号まで（これらの規定を新銀行開示告示第十六条において準用する場合を除く。）の規定並びに新銀行開示告示第十五条第六項（新銀行開示告示第十六条において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第十一号の三は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

4 新銀行開示告示第五条第三項及び第八条第三項において準用する新銀行開示告示第二条第三項（第三号ニ(4)に係る部分に限る。）の規定、新銀行開示告示第五条第四項及び第八条第四項において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第五項に規定する別紙様式第四号（第一面から第十二面まで、第十六面、第十九面から第二十三面の二まで、第二十九面及び第三十面に係る部分に限る。）、新銀

行開示告示第十三条において読み替えて準用する新銀行開示告示第十二条第二項に規定する別紙様式第十二号、新銀行開示告示第十三条において読み替えて準用する新銀行開示告示第十二条第四項第二号、第三号、第六号から第七号まで及び第十一号から第十三号までの規定、新銀行開示告示第十三条において読み替えて準用する新銀行開示告示第十二条第六項に規定する別紙様式第十一号の三、新銀行開示告示第十六条において読み替えて準用する新銀行開示告示第十五条第二項に規定する別紙様式第十二号、新銀行開示告示第十六条において読み替えて準用する新銀行開示告示第十五条第四項第二号、第三号、第六号から第八号まで及び第十一号から第十三号までの規定並びに新銀行開示告示第十六条において読み替えて準用する新銀行開示告示第十五条第六項に規定する別紙様式第十一号の三は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の

例による。

5 新銀行開示告示第六条第三項及び第九条第二項に規定する別紙様式第八号（第一面及び第三面から第六面に係る部分に限る。）、「新銀行開示告示第十四条第一項第三号及び第二項第三号の規定、新銀行開示告示第十四条第三項に規定する別紙様式第十一号及び別紙様式第十二号、新銀行開示告示第十七条第一項第三号の規定並びに新銀行開示告示第十七条第二項に規定する別紙様式第十二号は、適用日以後に終了する四半期に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した四半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。